

日液協元第48号
令和2年2月3日

会 員 各 位

日本液化石油ガス協議会
事 務 局

令和元年度METI・ガス安全室立入検査結果（第3四半期分）について
（お願い）

拝啓 時下ますますご清祥のこととお慶び申し上げます。

平素は弊協議会のためのご支援、ご協力を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、令和元年度の立入検査（第3四半期分）の結果が1月30日付けで
HP（下記HPアドレス参照）に掲載されました。

また、立入検査の指摘内容については、ガス安全室長による口頭注意1件と
なっております。詳細は別添のとおりです

つきましては、会員各位におかれましては、今後についても指摘事項が無い
よう、営業所等に対し、法令遵守を徹底するとともに、一般消費者等の保安の
確保のため適切に保安業務を実施するよう、お願い申し上げます。

敬 具

記

経産省ホームページ掲載アドレス

https://www.meti.go.jp/policy/safety_security/industrial_safety/oshirase/2020/01/20200130-01.html

以 上

（発信手段：Eメール）

（担当：飯田、北邨、橋本）

令和元年度立入検査の結果について(第3四半期分)

立入検査の結果

	立入等時期	事業者名	事業所名	結果(注)	行政処分・行政指導の有無	内容等
7	令和元年11月14日	株式会社タイヨウ開発	本社	指摘なし	無	液化石油ガス販売事業及び保安業務を法令に基づき適切に行っていることを確認した。
8	令和元年11月15日	カメイ株式会社	酒田支店	指摘なし	無	液化石油ガス販売事業及び保安業務を法令に基づき適切に行っていることを確認した。
9	令和元年11月25日	静岡ガスサービス株式会社	静岡営業所	指摘あり	ガス安全室長による口頭注意	立入検査をした結果、液石法に係る以下の不適切な事案を確認した。このため令和2年1月24日付け、ガス安全室長から同社の社長に対して口頭注意を行った。 液石法第27条第1項の規程により保安機関が帳簿に記載すべき事項が口頭での伝達のみとなっていたため、同法施行規則第131条第2項のとおり、帳簿にて適切に管理すること。 【立入検査後、口頭注意を受けた事項を改善した旨の報告があった。】
10	令和元年12月6日	西日本液化ガス株式会社	小倉支店	指摘なし	無	液化石油ガス販売事業及び保安業務を法令に基づき適切に行っていることを確認した。

注)「結果」欄の記述は、原則として次のとおり。

指摘なし:法令違反についての指摘事項がなかった場合。

指摘あり:法令違反についての指摘事項があったが、行政文書又は文書による行政指導には至らなかった場合。

文書による行政指導あり:文書による行政指導があった場合(法令違反についての指摘事項があった場合を含む。)

行政処分あり:行政処分があった場合(法令違反についての指摘事項があった場合を含む。)